

国民健康保険税率の改正について

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

国民健康保険財政の安定的な運営のため、令和8年度の税率を以下のように改正します。今年度から、より安心な子ども・子育て支援の拡充のための仕組みとして、「子ども・子育て支援金分」の保険税が新たに加算されます。

加入者の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、今後とも安心して医療を受けられるよう、国保財政の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

区 分		改正前	改正後
医療給付費分	所得割	9.8%	9.6%
	被保険者均等割	29,500円	28,800円
	世帯別平等割	26,000円	25,400円
後期高齢者支援分	所得割	3.5%	3.2%
	被保険者均等割	10,000円	10,000円
	世帯別平等割	7,600円	7,600円
介護納付金分	所得割	3.1%	2.9%
	被保険者均等割	10,500円	10,200円
	世帯別平等割	6,400円	6,400円
子ども・子育て支援金分	所得割	—	0.3%
	被保険者均等割	—	1,000円
	世帯別平等割	—	600円
	18歳以上均等割	—	100円

国民健康保険税課税限度額の引き上げ及び軽減制度所得基準額の変更について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

地方税法施行令の改正により、令和8年度から医療給付費分の課税限度額が66万円から67万円に引き上げられます。また、今年度から新設された子ども・子育て支援金分は3万円となります。

区 分	令和7年度 課税限度額	令和8年度 課税限度額
医療給付費分	660,000円	670,000円
後期高齢者支援分	260,000円	260,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円
子ども・子育て支援金分	—	30,000円
計	1,090,000円	1,130,000円

さらに、世帯の所得に応じた軽減判定所得制度について、均等割及び平等割の軽減判定基準額が引き上げられます。変更は以下のとおりです。

・5割軽減対象…被保険者等の数に乗すべき金額 30.5万円 ➔ **31万円**

・2割軽減対象…被保険者等の数に乗すべき金額 56万円 ➔ **57万円**

※住民税の未申告者は軽減判定ができませんので毎年申告が必要です。

制度は令和8年4月より施行されますが、改正後の税額は7月の本算定により計算されます。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

- ◇免除期間は年金受給資格期間に反映されます。(※1)
- ◇免除された保険料は「追納」することが可能ですので、保険料の支払いが可能になった際に10年前の分まで遡って支払いができます。
- ◇失業した方が申請する場合、特例で前年所得をゼロとみなして審査されます。(※2)

(※1) 一部免除の場合は減額された保険料を払わないと未納扱いになり年金受給資格期間にも算入されませんのでご注意ください。
(※2) この特例は原則、失業した年またはその翌年に申請した場合に限り適用となります。

令和8年度分(令和8年7月分から令和9年6月分まで)免除等申請受付

受付開始日 令和8年7月1日から

書面申請 お近くの年金事務所、または役場地域共生支援課窓口で申請できます

電子申請 スマートフォンからマイナポータルを利用していつでも申請できます

申請時点の2年1ヶ月前の月分まで遡って申請することが可能です

免除申請をせず保険料を「未納」のままにしておく…

- ◆「老齢基礎年金」の受取額が減ることになります。
- ◆年金受給資格期間に反映されないため、「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不慮の事態が生じた時の「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
- ◆あとから保険料の支払いが可能となった場合、2年前の分までしか遡れません。

ジェネリック医薬品の利用にご協力をお願いします

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許終了後に後発医薬品として厚生労働省の認可のもと製造・販売されている薬のことです。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分・効果を持ち、研究開発に要する費用が抑えられることから先発医薬品に比べて安くなっているため、医療費の自己負担の軽減や医療保険財政の改善につながります。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される場合は医師や薬剤師にご相談ください。資格確認書の更新時にお送りしているジェネリック医薬品依頼カードを病院や薬局の窓口で提示していただくことにより、ジェネリック医薬品希望の意思表示も可能です。

以下の点にご留意ください。

- 薬によっては、ジェネリック医薬品が存在しない場合があります。
- 病気の症状、体質によっては、医師の判断によりジェネリック医薬品の使用が認められない場合があります。
- 医療機関、薬局によっては、ジェネリック医薬品に対応できない場合や在庫状況によっては取り寄せとなる場合もあります。

第21回大分県パラスポーツ大会が開催されました

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

令和8年4月5日より第21回大分県パラスポーツ大会が開催され、九重町から5月10日開催のボッチャ競技に13名(写真左)、5月16日開催のフライングディスク競技に10名(写真右)が出場しました。出場者は全力で競技に臨み、また競技を通じて他市町村の出場者との交流を楽しみました。

大分県パラスポーツ大会は、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(療育手帳・精神障害者保健福祉手帳についてはいずれも準ずるものも可)を取得していれば参加が可能で、6歳から出場することができます。毎年広報このえにて募集を行っていますので、是非、出場しませんか。



九重町長期休暇サポート事業について ～体験を通して学べる夏に～

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

九重町では、障がいのある児童及びその家族の地域生活を支援するために、支援学校等に通う児童の夏休み等の日中活動の場を提供する「九重町長期休暇サポート事業」を行っています。この事業では児童の健全育成を図るとともに、家族の介護負担を軽減することを目的としています。

- 【期間】 7月下旬～8月中旬(お盆明け)までの予定
- 【時間】 午前9時～午後4時(若干変更する場合あり)
- 【対象児】 原則として、町内に住所を有する障害福祉サービス受給者証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所有する方又は支援学校、支援学級に在籍する19歳未満の方。
- 【利用料】 企画や行事等による実費負担分のみ
- 【その他】 集合場所までは自主送迎をお願いします。集合場所から実施施設までは送迎があります。昼食は施設で準備する予定です。
※実施場所については、玖珠郡外の施設を予定しています。
- 【申込】 6月30日(火)までに上記お問い合わせ先までお願いします。

第76回 “社会を明るくする運動” 玖珠郡大会が開催されます

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、玖珠郡においても玖珠郡大会が開催されます。多くの皆さまの参加をお願いいたします。

- とき 7月11日(土)午後1時30分～
- ところ くすまちメルサンホール
- 内容 作文コンテスト入賞作品発表、記念映画上映会 等

九重町景観計画を策定しました

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

九重町は、くじゅう連山や飯田高原の雄大な自然、四季折々の田園風景、そして温泉や名瀑など、魅力あふれる風景に恵まれています。一方で、大規模再生可能エネルギー施設の建設や山林等の大規模開発の懸念があり、これら開発行為と調和のとれた良好な景観保全及び形成が必要です。

この度、豊かで美しい九重町の景観を未来へ引き継いでいくためのルールとして「景観計画」を定めました。

■大切なルール

一定規模以上の建築物や工作物を建てる場合等は、届出が必要です(※)

■届出が必要な方

一定の規模以上の建築・工作物の建設、開発行為等を予定されている方

■流れ

事前相談 → 届出 → 審査 → 適合通知 → 工事着手(受理から30日間は工事に着手できません) → 完了届

九重の景観は、ここに住む私たち一人ひとりと、訪れる皆様の協力によって成り立っています。開発行為や建築物の建設計画等がある際は、まずは住民環境課までお早めにご相談ください。

※届出の必要な行為については、九重町ホームページをご覧ください。



◀九重町 HP

九重町景観計画



マイナンバー時間外窓口のお知らせ(要予約)

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。

開設予定日(平日)		
7月	7日(火)、23日(木)	午後5時 ～午後7時
8月	4日(火)、20日(木)	
9月	8日(火)、24日(木)	

開設予定日(休日)		
7月	11日(土)、26日(日)	午前9時 ～正午
8月	8日(土)、23日(日)	
9月	12日(土)、27日(日)	

★予約方法 開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までに、住民環境課まで電話でご予約ください。

大分銀行九重町役場派出所の廃止について

●お問い合わせ 会計課 ☎0973-76-3806

令和8年6月30日をもって、九重町役場会計課の「大分銀行九重町役場派出所」を廃止することとなりました。廃止後は大分銀行の職員に代わって、会計課職員が収納業務を行いますので、町税や料金等はこれまでどおり納めることができます。

自宅で「脳の健康度チェック」してみませんか？

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って気軽に脳の健康度をチェックしてみませんか？脳は私たちの活動をコントロールしている司令塔です。日頃の体調管理と同じように脳の健康を意識する生活習慣が大切です。まずは、脳の健康度を知ることから「脳の健康管理」を始めてみましょう。

のう
KNOW

『のうKNOW（ノウノウ）』を使った脳の健康度チェック

『のうKNOW（ノウノウ）』（エーザイ株式会社）は、「記憶する」「考える」「判断する」などの脳の健康度をチェックするツールです。

パソコンやスマートフォン、タブレットを使い4つのチェックを行うことにより、あなたの「脳の健康度」を知ることができます。

画面に表示されるトランプカードが自動的にめくられ、「はい」か「いいえ」で答えるだけで、集中力や記憶力の点数から出される脳年齢を、簡単にチェックすることができます。

※本チェックは疾病の予防・診断を目的としたものではありません。



■対象者：九重町内在住で40歳以上の方

（以前実施経験がある場合は、前回実施時から半年以上経過した方）

■定員：50名（先着順）

■費用：無料（※通信料は自己負担です。）

■申込締切：令和8年7月15日（水）までにお申し込みください。

■申込方法：電話または、下記URLもしくは二次元コードよりお申し込みください。

▼申込フォーム URL

<https://logoform.jp/form/cSUd/1568161>



◀申込フォーム

「脳の健康度チェック」実施方法

①申し込みの受付完了後、2週間をめどに測定のご案内をご自宅へ郵送します。

届いた用紙の URL もしくは二次元コードをお手持ちのスマートフォンやタブレット等で読み込むとチェックが可能です。

画面に表示された説明に従って測定します。

②測定後結果が表示されます。また、結果画面には、あなたの脳の健康を維持するために役立つ情報が掲載されています。

※申し込み後2週間を経過してもご案内が届かない場合は、地域共生支援課までお問い合わせください。

※自宅で測定することが難しい場合は、九重町社会福祉協議会や各地区公民館で開催している『ものわれ相談室』等で実施できますので、地域包括支援センター（☎0973-76-3863）へお問い合わせください。

※測定結果によっては、脳の健康に関してご連絡する場合があります。また、介護予防事業等のご案内を送付させていただく場合があります。

こども家庭センターへご相談ください

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 こども家庭センター ☎0973-76-3876

妊娠・出産、子育て期間において、安心して過ごせるために、関係機関と連携を図りながら、子育て支援に取り組んでいます。

お子さんの健康・発達、こどもとのかかわり方、家族関係、経済的不安、学校への登校を嫌がるなど、子育てをする中での悩みや困りごとがあれば、ぜひ下記までご相談ください。

以下のとおり、ここのえ子育て交流センターでの相談日も設けています。

小・中学校や町内こども園において、授業参観日等でも、「出張こども家庭センター」という相談会を設けていますので、ぜひお気軽にお話にきませんか？

また、身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待(こどもの前でのDVを含む)やヤングケアラーに関する相談や情報提供も受けつけていますので、こども家庭センターまでご連絡お待ちしております。

※各地区公民館で実施している「寄合カフェ」での子育て相談会は出張こども家庭センター(不定期開催)での開催に変更となりました。

出張こども家庭センター

会場	開催日	時間
ここのえ子育て交流センター	第2火曜日	15:00~16:30
町内こども園・小学校・中学校	授業参観日等に不定期に実施	開催が決まり次第、各施設からお知らせします

その他の電話相談もご利用ください

■子育てに関する相談

大分県いつでも子育てホットライン ————— ☎0120-462-110 (24時間対応)

虐待に関する相談・通報 ————— ☎189

■DVに関する相談

配偶者暴力相談支援センター ————— ☎#8008

警察相談専用電話 ————— ☎#9110

大分県消費生活・男女共同参画プラザアイネス ☎097-534-8874

里親説明会のお知らせ

大分県の委託を受けてNPO法人 chields が里親説明会を実施しています。長期間の里親だけでなく、保護者が体調をくずした時、急用の時等、数日だけお子さんを預かってほしいなど、いろいろな形の里親が必要とされています。この機会にぜひお話を聞いてみませんか？

	月 日	時 間	場 所
九重町・玖珠町	7月12日(日)	10:30~12:00	くすまちメルサンホール視聴覚室
Zoom	6月29日(月)、 8月24日(月)、9月26日(土)	11:00~12:00	Zoom 配信 ニックネーム可、カメラOFF可
	7月25日(土)	19:00~20:00	

事前申込制 前日(土・日開催の場合金曜日)の12:00まで下記問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先 NPO法人 chields ☎097-585-5400 Mail info@chields.or.jp



◀上記以外の日程は、NPO法人 chields HPからご確認ください。



◀NPO法人 chields 公式LINEからの申し込みはこちら

今年も熱中症を予防しましょう！！

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

熱中症は、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い日・日差しが強い日・風が弱い日、体が暑さに慣れていない時は注意が必要です。

<自分で気づく熱中症サイン>

汗がふいてもふいても出てくる、めまい、筋肉のこむら返り、手や口のしびれ、脈が速い、体がだるい、頭痛、吐き気



<他の人が気づく熱中症サイン>

顔が赤い(顔色が悪い)、暑そう、意識がない、言動がおかしい、けいれんしている、嘔吐している、まっすぐ歩けない



～熱中症予防のためにできること～

①のどが渇いていなくてもこまめに水分をとりましょう

・室内でも外出時でも、のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給しましょう。

②暑さを避けましょう

- ・午前11時～午後3時頃の暑い時間帯の外出を控えましょう。
- ・外出時には日傘の使用や帽子を着用するようにしましょう。
- ・天気の良い日は日陰を利用し、こまめに休憩するようにしましょう。



③室内温度が28℃、湿度70%を超えないように調整しましょう

- ・扇風機やエアコンを上手に使いましょう。
- ・遮光カーテンやすだれの利用で直射日光を防ぎ、風通しを良くする工夫をしましょう。

④暑さに負けない体をつくりましょう

⑤声をかけ合しましょう

・家族やご近所同士で、「水分とってる?」、「少し休んだほうが良いよ」など声を掛け合うことで予防することができます。

～「熱中症一時休憩所」で休憩をとりましょう～

6月～9月の間、下記の場所で「熱中症一時休憩所」を設置しています。 ※青いのぼり旗やポスターが目印です。

- 九重町役場 ●保健福祉センター ●各地区公民館(東飯田・飯田・野上・南山田)
- 隣保館 ●文化センター ●恵良郵便局 ●野上郵便局 ●飯田高原郵便局 ●南山田郵便局
- 宝泉寺郵便局 ●JA おおいた飯田高原

熱中症一時休憩所とは・・・

熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)以外でも一般的に開放し、暑さをしのぐ場所になります。

外出時に気分不良を感じたときや休憩をしたいときにお立ち寄りください。



令和6年から**熱中症特別警戒アラート**(熱中症特別警戒情報)の運用が始まりました。発表される場合は、過去に例のない危険な暑さが予測されます。

ニュースや天気予報、熱中症予防に関する情報も確認し、発表された場合は不要不急の外出や運動を控え、冷房が効いた室内で水分をこまめに取りするなど、適切な熱中症予防行動をとりましょう。

令和8年度 九重町職員採用試験

— 令和8年10月1日採用 —
— 令和9年 4月1日採用 —

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

採用職種・人数

職 種	10月1日採用※	4月1日採用
一般行政職	若干名	若干名
一般行政職(障がい)	—	若干名
保健師	若干名	若干名
土木技師	若干名	若干名

※社会人経験者を募集します。
民間企業等での職務経験を5年以上有する人が対象です。

申込受付期間

6月17日(水)～
7月16日(木)

第1次試験

●試験日 **7月27日(月)～8月9日(日)**

※令和8年10月1日採用に申し込みをした場合、
令和9年4月1日採用には申し込みできません。

●試験会場 全国に設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場

※テストセンター会場は、47都道府県に300か所以上設置されています。▲テストセンターHP

●試験内容 総合適性検査(基礎能力)



▲申込み二次元コード



▲九重町HP

申込みについて

●申込方法及び申込期間

申込方法

電子申請(インターネットでの申し込み)

申込み URL : <https://logoform.jp/form/cSUd/1618949>

申込期間

令和8年6月17日(水) 午前8時30分～

令和8年7月16日(木) 午後5時

※申込みには、①パソコン又はスマートフォン
②申込者本人のメールアドレス
③申込者本人の顔写真データが必要です。

※令和8年10月1日採用と令和9年4月1日採用で受験資格が異なります。

受験資格の詳細等については、九重町ホームページをご覧ください。

九重町



任期満了による九重町議会議員一般選挙の選挙期日について

●お問い合わせ 九重町選挙管理委員会 ☎0973-76-3825

九重町議会議員の任期満了に伴う一般選挙について、下記の通り選挙期日が決定いたしました。

■告示日:令和9年2月2日(火)

■投票日:令和9年2月7日(日)

投票所の場所や時間などの詳細については、改めてお知らせいたします。

ご不明な点につきましては、九重町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

緑の募金事業に取り組みませんか？

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

令和7年度『緑の募金』へのご協力ありがとうございました！

令和7年度は、『緑の募金』に対する家庭募金が**432,000円**集まりました。

みなさんの善意により集まった緑の募金は、大切な森林・みどりを守り育て、次世代の人々に引き継ぐとともに緑豊かな美しい郷土を築くため活用されています。

本年度においても引き続き『緑の募金』にご理解とご協力をお願いします。

地域緑化に取り組みませんか？

『緑の募金事業』は募金額に応じて、公益財団法人森林ネットおおいたより交付金が交付され、地域の緑化等に取り組むことができるものです。

令和7年度事業では、公共施設の緑化及び緑化木の配布等を実施することが出来ました。令和8年度も引き続き緑化を推進していきます。

今年度の緑の募金事業についての内容、申請方法については申込要領のとおりです。



▲恵良団地



▲パーク仙洞の滝

【緑の募金事業申込要領】

- 事業内容
『森林の整備』
 - ★環境保全林の造成
 - ★森林公園等の整備
 - ★その他『緑化の推進』
 - ★地域空閑地を利用した緑化公園づくり
 - ★公共施設の緑化（公民館、公園、学校等の緑化）
 - ★その他
- 対象団体 地域住民の団体（行政区、サークル、地域会等）
- 申請手続き 計画書に必要事項を記入して申請をしていただきますので、九重町緑化推進委員会事務局（農林課 畜産林業グループ）までご相談ください。
（申請期日：令和8年8月31日（月）まで）
- 交付の範囲 計画書の内容を協議のうえ決定いたします。
その他不明な点については下記事務局までご連絡ください。
九重町緑化推進委員会 事務局 農林課畜産林業グループ
TEL 76-3804（農林課直通）FAX 76-3840



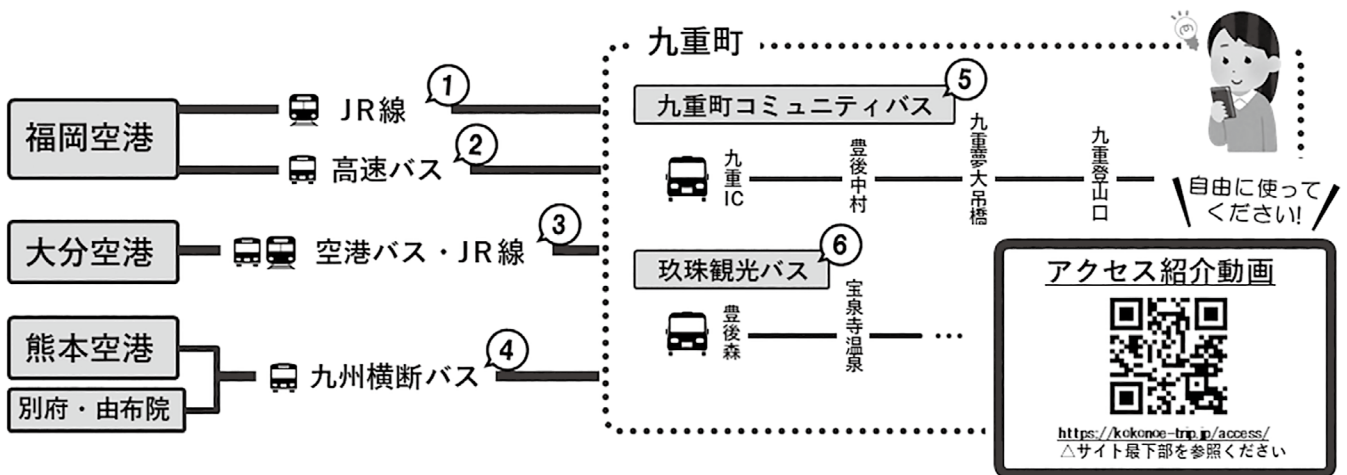


このえ町づくり公社 活動報告

(一社) このえ町づくり公社では、九重町の観光をより良くするため、情報発信や受入体制づくりに取り組んでいます。これまで町外観光客の方から、九重町までのアクセス方法について「電車やバスでの行き方が分かりにくい」や「情報が不足している」という声が多く寄せられていました。

昨年度、『立命館アジア太平洋大学 (APU)』と連携し、実際に福岡、熊本、大分空港から電車やバスだけを使って九重町まで来てもらうアクセス調査を実施しました。その過程で集めた写真や動画素材を活用し、九重町までの「アクセス解説動画」を作成し、公社の YouTube チャンネルに公開しました。これらの動画は、町内観光事業者の皆さんがお客様への案内に使うだけでなく、自社のHPなどにリンクを貼り付けて自由にご利用いただけるものとなっています。

公共交通の利用活性化は、観光客が増えるだけでなく、地域の皆さんの日常の移動手段を守ることもつながります。これからも九重町が訪れやすい町になる取組を進めていきます。



住宅調査へのご協力をお願いします

消防本部では、119番通報を受けた際に、迅速かつ確実に住宅の場所を特定し、消防車や救急車が速やかに到着できるよう、新住宅地や新たに居住された住宅などの調査を行っています。

6月から7月の期間中、調査のためご自宅へ伺い、世帯主様のお名前や付近の住所などを確認させていただく場合があります。活動服を着用した職員2名以上でお伺いします。

職員の訪問に不審な点がありましたら遠慮なく消防本部までお問い合わせください。

市民の皆様の安全・安心のため、ご理解とご協力をお願いします。

- 訪問日程 6月8日(月)～7月3日(金)
- 時間帯 午前9時～午後1時頃
- 対象 九重町内全域
- お問合せ 日田玖珠広域消防本部 警防課 通信管制係
☎ 0973-24-2204



▲日田玖珠広域
消防本部 HP